

器38 医療用鉤
一般医療機器 鉤 (コード：35105000)
リトラクター

【形状・構造および原理等】

棒状で、先端部はとがっており、屈曲した鉤状になってい
る。

【使用目的又は効果】

創口、術部を覆う組織、筋肉などを拡げて見易くするために
用いる。

【使用方法等】

鉤の部分に対象の組織、筋肉をひっかけて引くことにより、

創口、術部などを拡げる。

【使用上の注意】

- 1) 本品は、歯科医療有資格者以外は使用しないこと。
- 2) 使用前に必ず洗浄・滅菌をすること。
- 3) 器具の寿命を著しく低下させるので、粗雑な取り扱いはし
ない事。
- 4) 破損等の原因となるので、器具に対して曲げ、切削、打刻
(自分の名前を入れる)等の二次加工(改造)は、絶対に行わ
ないこと。
- 5) 電気メス等との併用は、術者が感電、火傷をする危険性が
あり、また、器具の破損の原因にもなるので、併用しない
こと。
- 6) 使用目的(医療行為)以外の目的で使用しないこと。
- 7) 破損、曲がり等の原因になり得るので使用時に必要以上の
力(応力)を加えないこと。
- 8) 本品の使用中に感作またはアレルギー反応が現れた場合
は、直ちに使用を中止し、専門家の診察を受けさせること。

【保管方法及び有効期間等】

- 1) 滅菌後はほこり及び水気のない場所で、直射日光を避けて
保管すること。
- 2) 腐食性薬剤及びその蒸気を避けること。
- 3) 外圧(物理的負荷)及び汚染を受けないように保管するこ
と。
- 4) “もらいさび”を防ぐため、鋲びている器具と一緒に保管し
ないこと。
- 5) 歯科の従事者以外が触れないように適切に保管・管理する
こと。

【保守・点検に係る事項】

- 1) 使用前・使用後に、破損、ヒビ、傷、変形、変色、腐食、
稼動部の動き等に異常がないか確認すること。これらがあ
る場合は使用を中止すること。
- 2) 使用後は、できるだけ早く精製水、防錆洗浄剤を用いて器
具に付着した血液、体液、組織片を速やかに除去し、洗
浄・消毒すること。
- 3) 鋲びの原因となるので、洗浄の際、磨き粉や金属ウール、
金ブラシは使用しないこと。
- 4) 家庭用洗剤は金属を腐食させる事があるので、使用しない
こと。洗浄には歯科器具用防錆洗浄剤を使用すること。
- 5) 洗浄装置(超音波洗浄器等)で洗浄する際には、先端同士
が接触して先端の使用部を損傷することがないよう注意
をすること。又、ジョイント部等の稼動部分は開放して、
汚れが落ちやすいようにバスケットなどに収納するこ
と。
- 6) 洗剤の残留がないよう充分にすすぎをすること。
- 7) 薬剤消毒を行った時は、薬剤の添付文書に書かれた使用上の
注意を守ること。薬剤の種類によっては、金属素材に影響
を及ぼすことがある。特に、長時間の浸漬は避けること。
- 8) 洗浄、消毒、滅菌にはできるだけ精製水を使用すること。
水道水を使用すると塩素イオンの影響で器具が腐食する
事がある。
- 9) オートクレーブ滅菌器等の乾燥温度に注意すること。高温
の乾燥は、器具が変質または変色することがある。
- 10) 金属を腐食させてるので、化学性ガスを用いたオートクレー
ブ滅菌器を使用しないこと。
- 11) 洗浄、消毒、滅菌後の器具は水分を除去し、充分乾燥させ
てから保管すること。水分が付着したまま長時間放置す
ると、鋲び、シミ等の原因となることがある。

【製造販売業者及び製造業者の氏名又は名称等】

製造販売業者
株式会社 ピーディーアール
愛知県名古屋市天白区原4-106